

議案第40号

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例
に関する条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67
号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

一連の不祥事において一部の幹部職員が関与するなど，市民の信用を著しく
失墜したことは，自治体の責任ある立場として，その責を重く受け止める
ものである。今後，これまでの事務手続きの検証，再発防止策の徹底及びコ
ンプライアンス意識の継続的確保を行うことで，早期に市民の信頼回復を
図っていく決意を示すため，給料を減額し，自らの身を処するもの。

改 正 要 綱

令和7年3月1日から令和7年3月31日までの間，市長及び副市長の給
料月額をそれぞれ50パーセント減ずることとするもの。

石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例

石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）別表第1に規定する市長及び副市長の給料月額は、令和7年3月1日から令和7年3月31日までの間、当該金額から50パーセントをそれぞれ減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。